

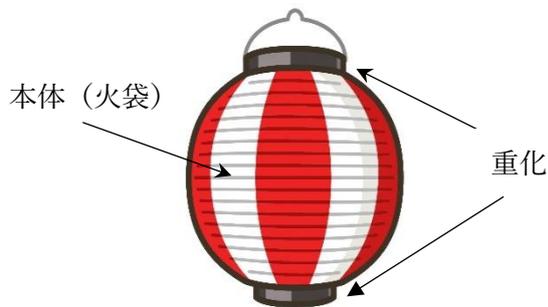
防災製品「提灯」の認定開始について

表題の件につきまして、防災製品認定委員会の審議を経て、令和6年11月5日より認定を開始しました。事業者の皆様には、「提灯」についてご理解をいただき、試験申請並びに事業運営のご検討をいただきますようお願い申し上げます。

認定条件

1. 提灯の仕様について

- ・ 本体（火袋）：防災化された和紙又はシート（塩ビ、ポリエステル等）等の素材
- ・ 電球：LED 電球（100形以下（従来白熱電球 100W 相当以下））
- ・ LED 電球と提灯との接触を避けるための適切な保護装置を使用



提灯



LED 電球と保護装置

2. 防災性能試験用試料

- ・ 試料サイズ：1 m²以上
- ・ 骨材を使用する場合は、骨材を貼付ける糊剤を和紙等の片面に塗布

3. 防災性能試験方法・・・「テント類・シート類・幕類」と同様の試験方法

- ・ 屋外使用の場合は温水浸漬（50±2℃ ×30分）を実施
- ・ 防災性能試験

①全種：45° ミクロ<メッセル>バーナー法

（加熱時間1分<2分>、着炎後3秒<6秒>）

②熱溶融するもの物：45° コイル法

③熱収縮する物：45° たるませ法

4. 重化（提灯の上下の輪）について

- ・ プラスチック材料の場合は、プラスチックの難燃規格 UL94 で HB 以上の難燃性を有する物

ご不明な点または既存の認定品を提灯として申請される事業者の方は、当協会 技術部（TEL：03-3246-0624 FAX：03-3271-1692）までお問い合わせ下さい。

以上